

## 公共交通等事業者省エネ化支援事業（トラック）の概要

### 1 申請・問い合わせ先

一般社団法人兵庫県トラック協会

〒657-0043 兵庫県神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

ホームページ：<http://www.hyotokyo.or.jp/>

T E L : 078-882-5556

### 2 対象事業者

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に定める一般貨物自動車運送事業を営業者で、県内に営業所を有し、令和4年10月1日時点において事業を営んでおり、かつ令和5年3月末まで事業を継続する意思があるもの。（令和4年10月以降に事業を継承し、かつ令和5年3月末まで事業を継続する意思があるものを含む。）

ただし、資本金又は出資の総額が10億円以上の者（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人を超える者）を除く。

### 3 補助対象経費

低燃費タイヤ及びロングライフタイヤ購入費

（注1）納品及び支払いが令和4年4月1日から令和5年1月31日までに完了しているものに限る

（注2）一般貨物自動車運送事業以外の車両への使用・転売等は不可とする

### 4 補助金の額

補助金の額は、以下の算式による。

【算式】申請本数〔ア〕×5,000円（定額補助）

〔ア〕申請本数

令和4年10月1日時点において県内の営業所に配置されている車両数×6本（1事業者120本まで）を上限とする。ただし、車両数から以下の車両は除く。

- ・被牽引車など原動機を有しない車両
- ・霊柩、一般廃棄物収集運搬、特定貨物自動車運送事業など用途を限定して使用する車両
- ・未車検等休車扱いとしている車両

（注3）上記の範囲内で領収書等で確認できる単価（消費税及び地方消費税を除く）が5,000円以上のタイヤ購入本数とする